

みんなで・守ロード事業 実施要綱

(目的)

第1 この事業は「もてなしの心溢れる魅力ある奈良県づくり」の推進のため、地域住民等で構成された団体（以下「団体」という。）による主体的な草刈り等の道路維持管理活動（以下「活動」という。）を支援し、またその継続を図り、快適な道路空間の維持、向上に資することを目的とする。

(事業区分)

第2 この事業は、活動の内容により以下の3つのプログラムに区分し、参加にあたっては実施細則に定める条件を満たすこととする。

- (1) 道路保全プログラム（道路の草刈り：年1回以上）
- (2) 道路美化プログラム（道路の清掃又は植栽（花の水やりや日常手入れ等を含む）：年6回以上）
- (3) 道路サポータープログラム（事業所や店舗に面する道路の清掃：随時）

(団体の要件)

第3 この事業に参加する団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 道路保全プログラム

- ①自治会等の地域住民団体、またはその団体と協同して（活動区域に属する自治会の同意を得ており、原則として活動区域内の住民と共に活動を行う場合をいう）活動を行う学校関係団体、ボランティア団体及び企業
- ②1回の活動に参加する人数が10人程度
- ③代表者が満20歳以上

(2) 道路美化プログラム

- ①自治会等の地域住民団体、またはその団体と協同して（活動区域に属する自治会の同意を得ており、原則として活動区域内の住民と共に活動を行う場合をいう）活動を行う学校関係団体、ボランティア団体及び企業
- ②1回の活動に参加する人数が10人程度
- ③代表者が満20歳以上

(3) 道路サポータープログラム

- ①事業所や店舗等が道路に面している企業

(活動の区域)

第4 活動を行う区域は、県管理道路の道路敷（場合により周辺の影響地帯を含む）とし、他の団体、他のプログラム（道路ボランティアプログラムを除く）、県の水資源政策課が行う「地域の河川サポート事業」の活動区域と兼ねることはできないものとし、先に申込を行った団体を優先する。

2. 道路保全プログラムの活動区域については、原則として県による草刈りは行わないものとする。

(活動の要件)

第5 この事業の対象となる活動は下記による外、別に定める実施細則のとおりとする。

- ① 団体は、第2に定める活動のうちから参加するプログラムを選定し、第4に定める活動区域を指定し、奈良県知事と協定の締結を行った上、原則として3箇年以上実施するものとする。
- ② 団体は、営利目的、政治目的、布教活動等の、本事業の趣旨に反する目的に活動を利用しないものとする。但し、企業が間接的な宣伝効果目的で行う活動はこれに含めない。
- ③ 活動で回収したゴミや刈草は、活動区域を管轄する市町村が定める規定に基づき、団体が処分を行う。但し、電化製品等の大型ゴミを発見した場合は県に連絡するものとする。

(参加手続き)

第6 団体は、別に定める実施細則に基づき手続きを行うこととする。

(助成内容)

第7 県は、団体の活動に対し、予算の範囲内で次に掲げる助成を行う。

(1) 道路保全プログラム

- ①報奨金の支給
- ②傷害・賠償責任保険への加入
- ③サインの設置

(2) 道路美化プログラム

- ①物品(軍手・ビニール袋)の支給
- ②傷害・賠償責任保険への加入
- ③サイン(看板もしくはプレートの選択制)の設置

(3) 道路サポータープログラム

- ①ステッカーの支給

(安全の確保)

第8 団体は、安全確保について責任を持って対処することとし、活動に際して事故防止等の安全対策を講じるものとする。

(事前調整)

第9 団体が活動区域に属する自治会以外で、当該自治会と協同で活動を行うことができない場合は活動及びサインの設置に関し当該自治会の同意を得ることとする。
2. 団体は活動の実施に際し、競合し、又は障害となる団体等があるときは、参加申込に先立ち、当該団体等と活動が円滑に実施できるよう調整するものとする。

(活動の報告と継続)

第10 団体は各年度(4月～翌年3月)の活動報告書及び翌年度の活動計画書を3月末日(必着)までに県へ提出することとし、活動廃止届の提出がない限り、活動報告書及び活動計画書の提出をもって翌年度の活動が継続されるものとする。但し、期日までに活動報告書及び活動計画書の提出がなかった団体については協定を解除し、翌年度の活動は継続しないものとする。

(変更等の届出)

第11 団体は、代表者等に変更があった場合、速やかに、所定の様式により県へ届出するものとする。団体が活動を中止するときは、県へ活動廃止届を提出することとし、同時に、県へ当該年度の活動報告書を提出するものとする。

(協定の解除)

第12 県は、団体がこの要綱に従わないとき、あるいは他の団体等の活動に迷惑を及ぼす恐れがあるなどで本事業の運営に支障をきたすときには、協定を解除できるものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めのない事項は別に定める。また、この要綱により難しい場合は、団体と県が協議を行い決定する。

付 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
平成23年 4月 1日改正。
令和 3年 4月 1日改正。